

参考資料

1. 逗子市環境基本条例
2. 逗子市環境審議会検討経過
3. パブリックコメントの実施

1 逗子市環境基本条例

平成9年3月27日

逗子市条例第2号

改正 平成11年12月7日条例第26号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 基本的施策（第7条～第10条）

第3章 具体的施策（第11条～第15条）

第4章 環境審議会（第16条～第20条）

第5章 環境保全・創造推進員（第21条）

附則

前文

逗子市は、「青い海と みどり豊かな 平和都市」の都市宣言の下に、潤いや安らぎ、生活の快適性をもたらしてくれる身近な自然の恵みを受けて、社会経済活動を興し、文化を育み、まちづくりを進めてきた。

しかし、物質的な豊かさや生活の利便性を求める社会経済活動や都市化による緑の喪失が地域の環境を悪化させ、ひいては地球規模の環境問題を引き起こしている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、環境が生活基盤を支える重要な役割を担っていることを深く認識し、これまでの社会経済活動や生活様式を見直すとともに、お互いが積極的に協力して環境の保全及び創造のために行動していかなければならない。

こうした決意をもって、私たちは、環境の保全及び創造に向けた行動により、持続的に発展することができる社会の実現に貢献していくことを明らかにし、ここに逗子市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを旨として、現在から将来にわたり、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるように行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、廃棄物の減量化、エネルギーの効率的な利用、資源の循環的な利用等環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現に貢献することを旨として、市民、事業者及び市が積極的に協力して行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、限りのある自然環境を保全し、並びに地域の自然的社会的条件及び生態系の多様性に配慮することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題として積極的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。）を防止し、その他環境の保全及び創造のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民の参加を図り、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策で広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と連携し、及び国際的に協力するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じるとともに、逗子市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されること。

(2) 生物の多様性が確保されるとともに、山林、河川、海岸等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、並びに良好な景観及び歴史的文化的遺産が保全されること。

(4) 環境の保全上の支障が未然に防止されること。

(5) 地球環境保全に配慮すること。

(6) 市民及び事業者の参加が図られること。

3 市長は、第1項に定める整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(行動等指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全及び創造のために行動し、及び配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 具体的施策

(市民及び事業者の自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境教育の充実等)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動への意欲が増進されるように、環境の保全及び創造に関する教育の充実及び学習の振興を図るために必要な措置を講じるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 土地の形状の変更等を行う事業者は、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、環境の保全及び創造の見地から適正とされる措置を講じるものとする。

2 市は、前項の調査、予測及び評価を行うために必要な手続等必要な措置を講じるものとする。

(環境の状況の把握等)

第14条 市は、環境の状況の把握その他環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な情報の収集、調査、研究等を実施するものとする。

(施設の整備等)

第15条 市は、廃棄物の処理施設、資源の再利用施設、環境への負荷の低減に資する施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資する施設の整備及び環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資する事業を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然との触れ合いを図るための施設の整備及び自然環境の健全な利用のための事業を推進するものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第16条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく市長の附属機関として、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、逗子市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議し、その結果を答

申し、又は環境の保全及び創造に関する事項について意見を建議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(平 11 条例 26・一部改正)

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者、市民、事業者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営事項の委任)

第 20 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 環境保全・創造推進員

(環境保全・創造推進員)

第 21 条 市長は、環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、環境の保全及び創造に熱意を有する者のうちから逗子市環境保全・創造推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、市民、事業者及びこれらの者が組織する団体並びに市と協力して環境の保全及び創造に関する活動を行う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

(逗子市環境をよくする条例の廃止)

2 逗子市環境をよくする条例（昭和 50 年逗子市条例第 4 号）は、廃止する。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年逗子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成 11 年 12 月 7 日条例第 26 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 逗子市環境審議会検討経過

2013年（平成25年）8月28日	平成25年度第1回逗子市環境審議会 (1) 会長、副会長の互選 (2) 逗子市環境基本計画の改訂について（諮問） (3) その他について
2014年（平成26年）1月17日	平成25年度第2回逗子市環境審議会 (1) 第二次逗子市環境基本計画について (2) その他について
2014年（平成26年）3月4日	平成25年度第3回逗子市環境審議会 (1) 第二次逗子市環境基本計画（案）について (2) 平成25年度版逗子市の環境の状況（年次報告） について
2014年（平成26年）8月20日	平成26年度第1回逗子市環境審議会 (1) 第二次逗子市環境基本計画（案）について (2) その他について
2014年（平成26年）10月2日	平成26年度第2回逗子市環境審議会 (1) 第二次逗子市環境基本計画（案）について (2) その他について
2014年（平成26年）11月18日	答申

○逗子市環境基本計画の改訂について（諮問）

25 逗 0601 発 2400001 号
2013 年（平成 25 年）8 月 28 日

逗子市環境審議会 会長

逗子市長 平井 竜一

逗子市環境基本計画の改訂について（諮問）

逗子市環境基本計画の改訂について、逗子市環境基本条例第 16 条第 2 項第 1 号の規定により諮問します。

○逗子市環境基本計画の改訂について（答申）

2 6 逗 環 議 発 第 1 号
2014 年（平成 26 年）11 月 18 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市環境審議会
会長 藤 井 石 根

逗子市環境基本計画の改訂について（答申）

2013 年（平成 25 年）8 月 28 日付け、25 逗 0601 発第 2400001 号にて当審議会に諮問がありました逗子市環境基本計画の改訂について、別添のとおり答申します。

なお、今後、逗子市環境基本計画に沿って環境政策に取り組んでいくにあたり、次の点について配慮し、施策を展開していくことを要望します。

1. 社会全体の高齢化が進み、防災、減災に対するニーズが増えている中、逗子市においても、逗子市環境基本計画に沿って、適切に政策を展開し、市民が安全に安心して生活していくための環境とすることが重要である。

そのために、逗子市環境基本計画を、市の環境政策の基幹的な計画として位置付け、庁内を横断し、関係する各所管の個別計画等と整合を図りながら、総括的に遂行されることが望ましい。

2. 環境政策を展開していくためには、市民、特に子どもたちが環境について考える場づくりが必要であることから、出前授業など、既に実施している施策を効果的に遂行するとともに、教育部局も含め、市の各所管の施策がネットワーク化されることが望ましい。

3. 環境問題の原因は市域を超えるものであり、それについての対策・実施も、市単独で取り組むのではなく、近隣市町や、国、県などの関係機関との連携も重要である。

また、ずしし環境会議をはじめとする、環境政策に取り組む様々な市民団体とも適切に協力し、市民、事業者、行政が連携して環境保全対策に取り組んでいけるよう支

援していくことが望ましい。

4. 環境基本計画は24年間という長期間の計画になっているが、状況の変化から環境問題の要因や対応策は常に変化し続けていることから、第4章の具体的な政策を8年ごとに見直すだけでなく、行動等指針についても4年ごとに見直し、適切に運用していくことが必要である。

長期的な視野に立って、適切にPDCAサイクルの手法を運用するとともに、柔軟に短期的な問題についても対応していくことが望ましい。

○逗子市環境審議会委員名簿

2015年（平成27年）1月1日現在

藤井 石根	学識経験者 明治大学名誉教授	会長
佐野 慶一郎	学識経験者 関東学院大学人間環境学部人間環境デザイン学科教授	副会長
太田 篤史	学識経験者 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門建築環境工学研究室特別研究教員	
中津 秀之	学識経験者 関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科准教授	
桐ヶ谷 覚	事業者 株式会社キリガヤ	
新倉 洋樹	事業者 株式会社スズキヤ	
印田 愛子	市民委員	
小林 久子	市民委員	
進藤 和子	市民委員	
轟田 鈴子	市民委員	

3 パブリックコメントの実施

1. 募集期間

平成26年12月1日（月）～平成27年1月8日（木）必着

2. 提出方法

任意の様式に「第二次逗子市環境基本計画（案）への意見」と明記し、住所、氏名、意見を記載のうえ、直接、ファックス、Eメール（添付ファイルは不可）又は郵送などで環境管理課へ（平成27年1月8日（木）必着）

3. 閲覧場所

環境管理課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設、小坪公民館、沼間公民館、図書館、逗子市ホームページ

4. 結果

(1) 提出提出者

1名

(2) 意見数

4件

(3) 意見の分類

計画全体に関すること 1件

景観政策に関すること 3件

対 応 区 分		件 数
○	意見を反映する必要があると判断し、計画案を修正したもの	0
□	意見の趣旨や考え方が既に計画案に入っており、修正を要しないと判断したもの	4
△	計画案の対象外であるが、今後の事業の推進の際に参考とするもの	0
■	意見を反映させず、計画案通りにしたもの	0
-	計画案と無関係のもの及び判読不明のもの	0
合 計		4